

					の場合に限る。) 7 美容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第8号)第6条に規定する届出書を受理すること。 8 同規則第7条の規定による収支決算等の届出を受理すること。 9 同規則第8条の規定による入所及び卒業の届出を受理すること。
2 生活衛生関係営業に関すること。	1 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第9条の規定により適正化規程又はその変更を認可すること。 2 同法第11条の規定により適正化規程の変更命令又は認可の取消しをすること。 3 同法第24条の規定により組合の設立の認可をすること。 4 同法第52条の3の規定により組合の解散をすること。	1 同法第14条の2第1項及び第3項の規定により共済規程又はその変更若しくは廃止を認可すること。 2 同法第42条の規定により組合員による総会の招集を承認すること。 3 同法第50条第2項の規定により組合解散について総会の決議を認可すること。 4 同法第52条の2の規定により役員の退任勧告をすること。 5 同法第56条の6の規定により組合員以外の者に対する事業活動の改善を勧告す	1 同法第62条の規定により意見の聴取を行うこと。	1 同法第12条の規定により適正化規程の廃止届を受理すること。 2 同法第14条の10の規定による組合協約又はその変更を認可すること。 3 同法第14条の12の規定により組合協約に関するあっせん又は調停をすること。 4 同法第28条第3項の規定により定款変更の認可をすること。 5 同法第60条の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。 6 生活衛生関係営業の適正化及び振興に	

				ること。		関する法律施行規則（昭和32年厚生省令第37号）第5条の11の規定による組合協約の廃止届を受理すること。 7 同規則第6条の規定による役員の変更届を受理すること。 8 同規則第9条の規定による組合解散の届出を受理すること。 9 同規則第11条の規定による組合員の異動報告を受理すること。
	3 建築物の衛生的環境の確保に 関すること。		1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の規定により改善命令等を行うこと。 2 同法第12条の4の規定により事業の登録を取り消すこと。 3 同法第13条第3項の規定により勧告すること。		1 同法第5条第1項の規定による特定建築物の届出を受理すること。 2 同法第11条第1項の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。 3 同法第12条の2第2項の規定により事業の登録を行うこと。 4 同法第13条第2項の規定により必要な説明若しくは資料の提出を求めること。	
	4 墓地等に関する こと。					
	5 水道に関する こと。		1 水道法（昭和32年法律第	1 同法第10条	の規定により	